



# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生

## ◎内務省告示第百六十四號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ  
 改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十四年四月十二日

内務大臣 侯爵 木戸 幸一

路線名 區 間

自和歌山縣伊都郡高野口町 昭  
 十五號 至同 縣同 郡 妙寺町 和十四年四月十二日

路線名 區 間

山口縣厚狹郡玉喜村地内 昭  
 二號 和十四年四月十四日

## ◎内務省告示第百八十號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ  
 改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十四年四月十四日

内務大臣 侯爵 木戸 幸一

工事終了ノ期日

昭  
 和十四年四月十四日

三十三號 自長崎縣佐世保市松浦町  
 至同縣同市元町  
 十五號 和歌山縣伊都郡應其村  
 同縣同郡高野口町

○內務省告示第百七十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ  
 改築ヲ爲スベキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左  
 如シ

昭和十四年四月十四日

內務大臣 侯爵 木戸 幸一

路線名	區間	工事開始ノ期日
四號	自青森縣東津輕郡西平內村 至同縣同郡野內村	昭和十四年四月十五日
五號	青森縣東津輕郡新城村地内	"
四號	自宮城縣名取郡千貫村 至同縣同郡岩沼町	"
五號	自秋田縣秋田市牛島町 至同縣同市保戸町表鐵砲町	"
十號	秋田縣秋田市牛島町地内	"
十號	自山形縣鶴岡市大字道形 至同縣同市大字文下	"

六號	福島縣石城郡内郷村地内	"
六號	茨城縣多賀郡多賀町地内	"
四號	自栃木縣河内郡明治村 至同縣同郡雀宮村	"
十號	群馬縣碓氷郡豐岡村地内	"
四號	自埼玉縣北葛飾郡高野村 至同縣同郡幸手町	"
三十五號	福井縣敦賀郡栗野村地内	"
八號	山梨縣北都留郡巖村地内	"
十號	自長野縣小縣郡鹽尻村 至同縣埴科郡南條村	"
十三號	自岐阜縣稻葉郡加納町 至同縣岐阜市金町八丁目	"
一號	自静岡縣庵原郡富士川町 至同縣同郡蒲原町	"
一號	静岡縣庵原郡袖師村地内	"
一號	自愛知縣知多郡大高町 至同縣愛知郡鳴海町	"
十五號	自奈良縣奈良市今在家町 至同縣同市今小路町	"
十五號	自和歌山縣伊都郡山田村 至同縣同郡應其村	"
十八號	自鳥取縣鳥取市吉方町 至同縣同市東品治町	"
二號	岡山縣淺口郡玉島町地内	"
二號	廣島縣安藝郡海田市町地内	"

法 令

二號	廣島縣安藝郡府中町地内	三號	自大分縣遠見郡中山香町		
二十四號	愛媛縣新居郡神戶村地内	至同	縣別府市南石垣		
三十三號	自長崎縣佐世保市白南風町	二十三號	自香川縣高松市西濱新町		
二號	至同 縣同 市 戸尾町	至同	縣丸龜市地方南條町		
二號	自熊本縣飽託郡川尻町				
五號	至同 縣下益城郡杉合村				
二號	宮崎縣延岡市大字恒富地内				
二號	自山口縣吉敷郡嘉川町				
	至同 縣下關市長府町				

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
廣島	廣島縣知事	港灣修築	廣島縣福山市手城町地内	三、二二
岩手	岩手縣	用器水路新設	岩手縣紫波郡不動村地内	三、二五
熊本	熊本縣	種畜場擴張	熊本縣菊池郡合志村、西合志村地内	〃
東京	東京府 東京市	結核療養所建設並ニ道路改築	千葉縣東葛飾郡松戸町、犬柏村地内	三、二八
兵庫	日本製鐵株式會社	製鐵事業用鐵道敷設	兵庫縣飾磨郡飾磨町地内	〃
〃	兵庫縣	學校敷地擴張	兵庫縣有馬郡三田町地内	三、三一
新潟	新潟縣三島郡西越村長	道路新設	新潟縣三島郡西越村地内	四、四
山口	山口縣知事	道路改築	山口縣大島郡日良居村地内	四、一〇
福岡	福岡縣知事	道路改築	福岡縣大牟田市濱町、明治町地内	〃
廣島	廣島縣 廣島市	學校建設	廣島縣廣島市牛田町地内	四、一三
長崎	長崎縣佐世保市長	道路新設	長崎縣佐世保市光月町、宮地町、太田町地内	四、一四

高知 高知縣 高知市 小學校建設並二道路新  
 愛知 東邦電力株式會社 電氣裝置  
 石川 山代町土地區劃整理 道路改良  
 高知縣高知市八反町、北八反町、寶町地內  
 愛知縣名古屋市昭和區彌富町地內  
 石川縣江沼郡山代町地內  
 四、一五

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
三、一三	五四、八〇〇	港灣修築費寄附金	坂出町	香川縣
"	四〇、〇〇〇	砂防工事費	鹿兒島縣	"
"	五一九、七〇〇	道路河川費	東京市	東京府
三、一四	二二三、三〇〇	水害對策工事費	千葉縣	"
"	一八六、七〇〇	河川砂防費並分擔金	群馬縣	"
"	二、四〇〇	河川改良修費負擔金	川添村	大分縣
"	一、八〇〇	"	松岡村	"
三、一五	一二、〇〇〇	國道改良費負擔金	香川縣	"
"	八二五、二〇〇	災害復舊費	静岡縣	"
"	九七五、八〇〇	"	"	"
"	一八、四〇〇	"	奈良縣	"
"	一二、二〇〇	河川改良修費負擔金	中田村	静岡縣
"	一二、二〇〇	"	和田村	"
三、一六	三九、六〇〇	災害土木費	秋田縣	"

法令

河川	改修費	三、四〇〇						
"	"	三二、〇〇〇						
河川	改修費負擔金	二〇二、四〇〇						
"	"	三二〇、三〇〇						
河川	改修費負擔金	二二、〇〇〇						
"	"	六、九〇〇						
災害	復舊土木費	二七二、〇〇〇						
災害	復舊費	二六七、七〇〇						
河川	改修費負擔金	八、〇〇〇						
港灣	修築費並河川改修費負擔金	二四、六〇〇						
下水	道事業費	一、〇一、八〇〇						
災害	復舊費並河川改修帶工事費	二八八、六〇〇						
河川	改修費負擔金	三、二〇〇						
村道	改修費	八、〇〇〇						
災害	復舊費	三〇四、四〇〇						
港灣	修築費寄附金	一〇、二〇〇						
"	"	八〇、九〇〇						
"	"	六、一〇〇						
道路	改修費負擔金	一、〇〇〇						
"	"	六、六〇〇						
河川	改修費	四、二〇〇						
三、一〇								
千葉縣	千葉縣							
鹿兒島縣	鹿兒島縣							
大分縣	大分縣							
士岐縣	士岐縣							
佐伯市	佐伯市							
小松島町	小松島町							
京都府	京都府							
瀧澤村	瀧澤村							
三重村	三重村							
大分縣	大分縣							
福分町	福分町							
天坪村	天坪村							
花輪町	花輪町							
秋田縣	秋田縣							
高知縣	高知縣							
宮崎縣	宮崎縣							

六〇、〇〇〇	港灣修築費納付金	和歌山縣
二、四〇〇	河川改修費負擔金	安來町
五、〇〇〇	"	三保村
四、〇〇〇	"	西郷村
六〇〇	道路改修費負擔金	"
五、六〇〇	村道開設費	川口村
二、七〇〇	道路新設費	鷺住居村
二、〇〇〇	道路改修費負擔金	阿那賀村
一三、〇〇〇	"	有野村
一〇、〇〇〇	"	平野村
一〇〇、〇〇〇	港灣修築費分擔金	小樽市
八、〇〇〇	河川改修費負擔金	高山町
一八、七〇〇	港灣修築費負擔金	串木野町
三一六、五〇〇	災害復舊費	新湯縣
七、三〇〇	村道開設費寄附金	志雄町
二、八〇〇	河川改修費負擔金	下東郷村
二〇、〇〇〇	新川開發事業費	島根縣
一三四、〇〇〇	橋梁架設費	兵庫縣
八九七、〇〇〇	道路改修費	"
四七、三〇〇	都市計畫街路事業費	瀬戸市
一、二〇〇	道路橋梁費	池邊村

法令

〃	一四三、八〇〇	河川改修費負擔金	高知縣	高知縣
〃	九、五〇〇	〃	〃	〃
〃	二九、七〇〇	失業應急道路事業費	高知市	高知縣
三、二四	三九四、三〇〇	河川改修費負擔金	茨城縣	〃
〃	二三、三〇〇	國道改良分擔金	〃	〃
〃	二二一、一〇〇	道路橋梁費	群馬縣	〃
〃	二六八、〇〇〇	下水道築造費	名古屋市	愛知縣
〃	二、二〇〇、〇〇〇	水道應急擴張費	東京市	東京府
〃	八六四、二〇〇	河川改修費(災害防止對策)	〃	〃
〃	二四、〇〇〇	國道改修費分擔金	埼玉縣	〃
〃	八四、〇〇〇	河川改修費分擔金	〃	〃
〃	八九、八〇〇	〃	秋田縣	鹿兒島縣
〃	一八、〇〇〇	港灣改修費寄附金	大根町	〃
〃	四、〇〇〇	道路改修費寄附金	高岡村外三ヶ村土木事業組合	長野縣
〃	二八、五〇〇	〃	五條町	奈良縣
〃	一七、〇〇〇	上水道擴張費	鳴子町	宮城縣
〃	三〇、〇〇〇	港灣改修費寄附金	阿久根町	鹿兒島縣
〃	一、六〇〇	河川改修費負擔金	法勝寺町	鳥取縣
〃	九、二〇〇	〃	勝占村	德島縣
〃	五、四〇〇	〃	田布柄村	鹿兒島縣
〃	五六四、七〇〇	災害土木費	千葉縣	〃









九五〇、〇〇〇	京濱運河開鑿費	東京府	
一、四六五、〇〇〇	上水道改良費	大阪府	
四、四八八、五〇〇	大阪港修築費	大阪府	
一四五、一〇〇	災害復舊費	徳島縣	
四、〇〇〇、〇〇〇	水道擴張費	東京府	
一、〇八八、二〇〇	災害應急並復舊費	神奈川県	
一、五〇〇	道路改修費寄附金	山形縣	
三、三一七	道路改修費寄附金	神奈川県	
六四、六〇〇	道路河川改修費	長野縣	
一一二、〇〇〇	災害復舊農業土木費	葛巻町	
三、八〇〇	道路改修費	沼宮内町	
二、三〇〇	自動車運輸事業費	若松市	
五五、〇〇〇	償還費充當(電氣水道)	大坂府	
九、七五三、九〇〇	河川改修費	滋賀縣	
八四、四〇〇	道路改修費	武石村	
一八九、五〇〇	林道開設費	清水市	
一、〇〇〇	道路改修費	中郷村	
一〇、七〇〇	河川改修費負擔金	津山市	
四、九〇〇	河川改修費負擔金	高篠村	
四、二〇〇	河川改修費寄附金	東多村	
二、五〇〇	河川改修費寄附金	佐賀縣	
一七、五〇〇	河川改修費寄附金	佐賀縣	

二、五〇〇	道路改修費寄附金	御返地村	岩手縣
三一、三〇〇	河川改修費寄附金	岡山市	岡山縣
一四、〇〇〇	海嘯災害豫防施設費	岩手縣	
一七、〇〇〇	"	"	
一〇二、〇〇〇	港灣修築費寄附金	三原市	廣島縣
一一五、〇〇〇	"	舞鶴市	京都府
二〇、〇〇〇	道路改修費寄附金	輕井澤町	長野縣
六七、〇〇〇	港灣修築費寄附金	和歌山市	和歌山縣
四〇、〇〇〇	東北振興河川改修費	秋田縣	
一三、三〇〇	道路改良費寄附金	奈良縣	
一〇、〇〇〇	道路改良費寄附金	輕井澤町	長野縣
一五、〇〇〇	漁港復舊費	鳥取縣	
七一、七〇〇	森林治水土木費	岩手縣	
一九、〇〇〇	河川改修費寄附金	鹿兒島縣	

◎自動車交通事業法に依る申請に對する處分自動車運輸事業

一月二十五日內務、鐵道兩省打合に依り協議成立せるもの左の如し。

道府縣	區	間	計畫の種類	申請者	處分の種類
福岡	若松	市内	(讓渡)	讓渡人若松乘合自動車株式會社	許可

二月十日內務、鐵道兩省打合に依り協議成立せるもの左の如し。

三月二十七日内務、鐵道兩省協議會に於て協議成立せるもの左の如し。

道府縣	區	間	計畫の種別	申請者	處分の種別
大 阪	阿部筋、田邊本町間		(延長)	大 阪 市	免 許
道 府 縣	區	間	計畫の種別	申 請 者	處分の種別
北 海 道	稚 内 町 地 内		(延長)	林 三 二 雄	不 免 許
"	錢龜澤村、湯川町間		( " )	函館乗合自動車株式會社	免 許
宮 城	仙 臺 市 地 内		(路線變更)	根白石村自動車運輸合資會社	"
秋 田	由利郡川内村、直根村間外一線		(延長)	伏見自動車合資會社	"
"	阿仁合町地内		( " )	佐 藤 時 治	"
茨 城	湊 町 地 内		( " )	湊鐵道株式會社	"
"	結 城 町 地 内		( " )	常總鐵道株式會社	"
埼 玉	川口市本町地内		( " )	鳩ヶ谷自動車株式會社	"
"	川口市榮町、同市幸町間		( " )	"	"
"	志 木、大 宮 間		( " )	多摩湖鐵道株式會社	"
千 葉	上 堺 村 地 内		( " )	合資會社川島商會	"
"	蓮沼村、白濱村間		( " )	房總自動車株式會社	不 免 許
"	關 豐 村、大 山 村 間		( " )	外房遊覽自動車株式會社	免 許
東 京	音羽一丁目、日出町二丁目間		( " )	東 京 市	"
"	音羽九丁目、池袋驛間		( " )	京王電氣軌道株式會社	不 免 許
"	池袋驛前、護國寺前間		( " )	王子電氣軌道株式會社	"

四月十四日内務、鐵道兩省打合に依り協議成立せるもの左の如し。

東京驛、池袋驛間	(新規)	東京都心乗合自動車株式會社	免
八丈島中ノ郷村、未吉村間外一線	( )	芹澤竹太郎	免
横濱市中區地内	( )	相武鶴屋自動車株式會社	免
大師河原地内	( )	鶴見川崎臨港バス株式會社	免
兩郡橋、文分間	( )	新潟合同自動車株式會社	免
古里村地内	( )	笹島由太郎	免
河和田村地内	( )	高木治作	免
安島、梶區間	(延長並廢止)	越前自動車株式會社	免
御代田、小澤間	(延長)	千曲自動車株式會社	免
相月、鮎釣間	( )	遠州秋葉自動車株式會社	免
津市地内	( )	三重乗合自動車株式會社	免
四見下村、高城村間	( )	四見自動車株式會社	免
小田村地内	( )	藝北自動車株式會社	免
十日市町地内	( )	水本貞雄	免
	( )	青木欣吾	免
	( )	西備自動車運送合資會社	免
	(路線變更)	片田小十郎	免
	(延長)	水本貞雄	免
若松市地内	( )	若松市	免許

法令

道府縣 區 間  
栃 木 川西町、湯澤上村間

計畫の種類別 申請者 處分の種類別  
(延長) 東野鐵道株式會社 免許

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

余市臨港軌道 運輸營業休止許可

余市臨港軌道株式會社申請に係る降雪多量にして除雪作業困難なるに依り自市場余市至余市驛間新設軌道の運轉を自昭和十四年二月十一日至同年三月三十一日迄一時休止せむとするの件は三月二十四日監第七九九號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

茨城縣

權穗興業 軌道特別設計許可

權穗興業株式會社申請に係る加波上より採掘の花崗石を人力を動力とし運搬するものなるも山間部なる爲め軌道に依り運搬する以外他に方法なく地形上急勾配は止むを得ざる事項に付眞壁郡權穗村地内軌道工事施行に當り線路は一

東京府

東京市電 霜降橋停留場工事方法變更認可並特別設計許可

東京市申請に係る電車乗客及一般交通安全を計る爲め霜降橋停留場位置を變更し並に安全地帯を設置せむとするも軌道建設規程第十六條に依り難きを以て同第三十五條の特別設計と爲さむとするの件は四月十二日監第九二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

東京市電 護國寺前池袋驛前間軌道工事方法變更並假設工事認可

東京市申請に係る自護國寺前至池袋驛前間軌道工事施行の處王子電氣軌道との平面交叉箇所に於ける交叉軌條は三七疋軌條に準據せる「マンガン」鑄鋼製を使用計畫なりし

が、之を五〇呎軌條に準據せるものに變更せむとするも右軌條の調達には意外の日子を要するを以て三七呎T型軌條組立製品を應急策として使用せむとするの件は假設物使用期限を昭和十四年九月二十三日迄とし三月二十四日監第八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 東京市電

護國寺前  
池袋驛前

#### 間軌道工事方法變更認可

東京市申請に係る自護國寺前至池袋驛前間軌道工事施行中日出町二丁目附近に於て王子電氣軌道との平面交叉個所に於て交通整理信號機を設置し、豊島岡御陵墓御警衛の都合上護國寺前操車塔建設位置を變更し、自大塚變電所至護國寺前間地中饋電線路は既設地中埋設物の關係上既認可位置には布設困難なる爲之を變更せむとするの件は三月二十四日監第八七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 東京市電

#### 造幣局前停留場及安全地帯設置認可並特別設計許可

東京市申請に係る自護國寺前至池袋驛前間の軌道敷設に

伴ひ人家稠密、比較的殷賑の箇所にして乗降客も多數ありと認められ、又近く造幣局東京出張所も新たに附近に設置せられることとなるを以て造幣局前停留場及安全地帯を設置せむとするも本位置は軌道建設規程第十六條に依り難きを以て同第三十五條の特別設計とせむとするの件は三月二十八日監第九三九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

#### 王子電軌

#### 王子停留場工事方法變更認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る王子停留場に於て赤羽方面の電車は本路線上より折り返し運轉し居りしも、一般乗降客の増加に伴ひ電車運行上不便尠からざるを以て三ノ輪起點自六、一八二杆至六、二八二杆間に軌道線一線増設し、同時に同停留場の設備を變更せむとするの件は三月二十三日監第八四七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 王子電軌

#### 軌道工事方法變更及假設工事認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る東京市電の自護國寺前



點に於て平面交叉するを以て、該地點に交叉軌條を布設し且つ踏切の保安裝置を變更せむとするの件は假設物使用期限を昭和十四年九月二十三日迄とし三月二十四日監第八七三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京王電軌 踏切警報機設置認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る澁谷區代々木新町七十三番地先踏切に警報機を新設致さむとするの件は三月十八日監第七〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京玉電軌 布田停留場設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る布田停留場貨物線及び互り線は使用する事無きを以て之を撤去せむとするの件は三月二十日監第七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京王電軌 橋梁工事方法變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る府縣道第八十二號線道路改修に伴ひ府中起點〇籽三七二米五八に於ける架道橋梁は改築の必要生じたるを以て設計變更せむとするの件は三

月二十八日監第七八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電鐵 溝橋工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點自六籽七二七大森山谷停留場至六籽八七九梅屋敷停留場間の下水架設の溝橋は腐蝕し、強度減少に付軌條桁を以て架更せむとするの件は四月十二日監第九二六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京成電軌 道灌山停留場工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る日暮里起點零籽六三四米道灌山通停留場假設工事は本施設として、下り乗降階段高五米六三六有效幅員一米三〇三を新設し、踏切道を撤去其の他之に伴ふ變更等を爲さむとするの件は四月四日監第八七四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

京濱電鐵 踏切警報機設置認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點一五籽一九五

至池袋驛前間の軌道敷設に伴ひ、大塚起點一杆一〇九の地  
米地點の鶴見停留場附近に於て市道との踏切箇所は交通保  
安上必要な爲踏切自動警報機装置を設置せむとするの件  
は三月二十日監第七一七號を以て内務、鐵道兩大臣より認  
可ありたり。

### 滋賀縣

#### 京阪電鐵 石山坂本線所屬車輛設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る京津線車輛を石山坂本  
線に於て運轉する爲石山坂本線電車線の位置を上り及び下  
り共外方へ二三〇耗移設するに伴ひ目下一個の聚電器を設  
備せる石山坂本線車輛十二輛は京津線車輛と同様上り及び  
下り線用聚電器を必要とすることとなり其の位置を變更し  
且つ聚電器一個宛増設せむとするの件は四月十三日監第一  
〇五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 京都府

#### 京都市營 第三號線 西大路八條 間軌道工事施行並西

大路七條 西大路九條 間軌道工事方法變更認可  
大路八條

法 令

京都市申請に係る國有鐵道西大路驛開設により京都市北  
部方面と省線電車との連絡上最も必要な爲大正十四年八  
月二十九日監第一九八四號特許に係る軌道第三號線中自西  
大路八條至西大路九條間延長三二三米の新設軌道工事を施  
行し、之と連絡の爲軌道第三號線自西大路七條至西大路八  
條間の工事方法中一部變更せむとするの件は昭和十四年七  
月三日迄に工事に着手し昭和十四年十月三日迄に工事竣功  
するものとして四月四日監第九一二號を以て内務、鐵道兩  
大臣より認可ありたり。

#### 京阪電鐵 電動客車設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る最近乘客數激増し車輛  
數に著しく不足を生じたるを以て大津線に使用する爲電動  
客車一輛の設計一部變更せむとするの件は四月十三日監第  
一一〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 京阪電鐵 電動客車設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る大津線に於ては最近乘  
客數激増し車輛數に著しく不足を生じたるを以て電動客車

二輛の設計一部變更して使用せむとするの件は四月十三日  
監第一一〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり  
大阪府

大阪市營(高速軌道) 第三號線 宮津町間軌道工  
事方法變更認可

大阪市申請に係る第三號線自浪波區宮津町至西成區松通  
二丁目間延長一杆一八〇米二九二に於て工事施行中に屬す  
る構橋は國策に順應して、鐵鋼並經費の節約を圖り構橋方  
法一部既認可函型鐵筋コンクリート構造を無鐵筋コンクリ  
ート構造とし、右變更に關聯し線路勾配、道床及軌道中心  
間隔其の他を變更し、停留場及電氣設備の一部設計變更せ  
むとするの件は四月四日監第八七五號を以て内務、鐵道兩  
大臣より認可ありたり。

京阪電鐵 軌道線車輛設計變更認可並特別設計許可  
京阪電氣鐵道株式會社申請に係る近時京阪線乘客數増加  
殊に著しき状態にあり、加之目下建設擴張せられつゝある  
陸軍造兵廠枚方兵器製造所従業員通勤時に於ける輸送車輛

不足に伴ひ之等緩和を計る爲「ボギー」式貴賓電車一輛の  
車内を改造し並等附隨客車とせむとするの件は三月二十日  
監第六七六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可あ  
りたり。

阪神急行電鐵 電氣工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る蘆屋變電所に水流誘流  
器一、五〇〇KW二臺を設置し、同所に現在設置ある廻轉  
變流器一、〇〇〇KW二臺を撤去し、之を曾根及西宮變電  
所に一臺宛移設せむとするの件は四月四日監第三二六號を  
以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 電氣工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る大阪地下線開通に依り  
負荷増加に應ずる爲め現在野田變電所に於て宇治川電氣株  
式會社より受電容量二、二〇〇「キロワット」を四、〇〇  
〇「キロワット」に變更増加せむとするの件は四月十五日  
監第九一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 電氣工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る大阪地下線開通に依り負荷増加に應ずる爲野田變電所の既設一、〇〇〇KW廻轉變流機三臺の内一臺を一、五〇〇KW廻轉變流機に變更せむとするの件は四月十五日監第九一一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 兵庫縣

#### 山陽電鐵 山田川橋梁工事方法變更並假設工事認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る兵庫起點一四杆七〇八の山田川橋梁は客年七月五日の風水害の爲上手に並行せる國有鐵道の橋梁を決潰し其餘勢は橋臺裏線路を流失したるに鑑み國有鐵道及國道二號線の改良計畫と相並行して本橋梁に徑間九、一四米のもの一連増設せむとし、本工事中の假設物使用期限を昭和十四年八月二十一日迄として三月二十二日監第七四四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 阪神急行電鐵 軌道工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る客年七月五日及八月一

日の豪雨出水に鑑み神戸線西灘、六甲間に於ける天神外二下水渠「コンクリート」造に新設並に伏樋「ビニウム管」伏替を爲さむとするの件は四月十五日監第一〇六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 奈良縣

#### 大阪電軌 電氣工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る現在東邦電力株式會社より受電せる電力量は三〇〇「キロワット」なる處關急線開通後に於ける電鐵用負荷増大に對處する爲四〇〇「キロワット」に變更せむとするの件は三月二十九日監第八三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 福岡縣

#### 福岡電車 秋保電氣軌道所屬電氣機關車讓受並設計

#### 變更認可

福岡電車株式會社申請に係る吉塚線石炭輸送量益々増加し之が圓滑を期するため秋保電氣軌道株式會社所屬電氣機關車を讓受け從來の螺旋連環連結器をレウスセリー式自動

連結器に改造使用せむとするの件は三月二十八日監第七九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**朝倉軌道 假設工事認可**

朝倉軌道株式會社申請に係る鐵道省に於て敷設中の甘木線工事進捗に伴ひ諸材料運搬の爲建築列車運轉の必要上本軌道と平面交叉にて新設軌道を敷設せむとするの件は假設物の使用期限を昭和十四年十月三日迄とし四月四日監第八五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**長崎縣**

**長崎電軌 工事軌法變更認可**

長崎電氣軌道株式會社申請に係る長崎驛前停留場分岐線の轉轍器及び轍又は、三十疋軌條材質鋼製三十七疋軌條滿俺鋼製に變更、同驛前の鋪裝花崗石褥層砂張りを變更、同驛前軌條三十疋を三十七疋に變更、同驛前分岐用轉轍器及び轍又を撤去せむとするの件は三月七日監第四七六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**長崎電軌 涉線設置認可**

長崎電氣軌道株式會社申請に係る三方分岐線一部撤去の爲下の川起點二杆五七四の位置に四番轉轍器及び轍又滿俺鋼製涉線を設置せむとするの件は三月七日監第四七七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**長崎電軌 古町停留場涉線設置認可**

長崎電氣軌道株式會社申請に係る西濱町起點○杆九〇六の位置に四番轉轍器を彈機付とし、轍又滿俺鋼製互線に護輪軌條を使用の上涉線を設置せむとするの件は三月十八日監第六七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**長崎電軌 古町分岐線軌道改修工事中一部運輸營業**

**休止許可**

長崎電氣軌道株式會社申請に係る西濱町起點○杆八七七古町停留場附近の轉轍器及轍又の交換並軌道鋪裝改修工事中施行中十五日間古町分岐線の軌道運輸營業を休止せむとするの件は三月十八日監第六七九號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

**長崎電軌 古町分岐線附近工事方法變更認可**

長崎電気軌道株式會社申請に係る自西濱町至諏訪神社前間及び古町分岐線附近の鋪裝の變更、分岐線及び轍又の撤去、軌道中心間隔の擴大等を爲さむとするの件は三月十八日監第六七七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。  
熊本縣

#### 菊地電軌 第四順位抵當權設定認可

菊地電気軌道株式會社申請に係る乗合自動車路線買收費に充當する目的を以て、株式會社日本興業銀行より金二萬五千圓を借入れ、償還財源は未拂込株金又は營業收益とし利息は營業收益を以て充當し、昭和十五年十月二十日迄に全部辦濟せむとするの件は三月十四日監第五四二號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

大分縣

#### 別府大分電鐵 工事方法變更認可

別府大分電鐵株式會社申請に係る別府市内線中自北濱停留場至境川停留場間互長九七五米六七の併用軌道は國道三號線の鋪裝工事施行に伴ひ、本區間の軌道敷も鋪裝せむと

法 令

するの件は三月十三日監第六一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

